

令和 7 年第 3 回市議会（定例会） 議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 9）

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その9)

議案第 72 号	堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の 給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	1
議案第 73 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	11

<議案第72号 堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例>

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定める。 （部分休業をすることができない職員） 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 <u>（以下「定年前再任用短</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条<u>及び第19条第6項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（<u>育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。</u>）、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定める。 （部分休業をすることができない職員） 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第24条 部分休業の承認は、勤務時間条例第2条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第11条第5号の規定による育児のための特別休暇（以下「育児休暇」という。）又は勤務時間条例第12条の2第1項の規定による介護時間の付与をされている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇又は当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児休暇又は介護時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児休暇又は介護時間として承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（追加）

（第1号部分休業の承認）

第24条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第11条第5号の規定による育児のための特別休暇（以下「育児休暇」という。）又は勤務時間条例第12条の2第1項の規定による介護時間の付与をされている職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇又は当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（削る）

（第2号部分休業の承認）

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」とい

	<u>う。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(3) 勤務日に休憩時間があり、かつ、当該休憩時間の前後の勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u>
(追加)	<u>第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u>
(追加)	<u>第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に</u>

(追加)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第25条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第27条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(教職員の育児休業等の取扱い)

第27条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（以下単に「教職員」という。）に対する第7条、第8条第1項、第17条、第24条第1項及

10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情

は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第25条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第27条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(教職員の育児休業等の取扱い)

第27条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（以下単に「教職員」という。）に対する第7条、第8条第1項、第17条、第24条第1項、

び第 2 5 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第 2 4 条第 1 項	3 0 分	1 5 分
(追加)		
(追加)		
第 2 5 条	(略)	

2 (略)

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第 2 8 条 (略)

2 会計年度任用職員に対する第 7 条、第 2 4 条第 1 項及び第 2 5 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第 2 4 条第 1 項	3 0 分	3 0 分 (教職員にあっては、1 5 分)

第 2 4 条の 2及び第 2 5 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第 2 4 条第 1 項	3 0 分	1 5 分
<u>第 2 4 条の 2 本文及び 第 2 号</u>	<u>1 時間</u>	<u>1 5 分</u>
<u>第 2 4 条の 2 第 1 号及び 第 3 号</u>	<u>勤務時間に分を単位とした時間がある</u>	<u>勤務時間が 1 5 分の整数倍の時間でない</u>
第 2 5 条	(略)	

2 (略)

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第 2 8 条 (略)

2 会計年度任用職員に対する第 7 条、第 2 4 条、第 2 4 条の 2及び第 2 5 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第 2 4 条第 1 項	3 0 分	3 0 分 (教職員にあっては、1 5 分)

(追加)		第24条第2項	2時間	<u>2時間（1日につき定められた勤務時間が6時間以下である者にあつては、1時間30分）</u>
(追加)		第24条の2本文	1時間	<u>1時間（教職員にあつては、15分）</u>
(追加)		第24条の2第1号	場合	<u>場合（教職員にあつては、1回の勤務に係る日ごとの勤務時間が15分の整数倍の時間でない場合）</u>
(追加)		第24条の2第2号	場合	<u>場合（教職員にあつては、第2号部分休業の残時間数に15分未満の端数がある場合）</u>
(追加)		第24条の2第3号	場合	<u>場合（教職員にあつては、当該休憩時間の前後の勤務時間が15分の整数倍の時間でない場合）</u>
第25条	(略)	第25条	(略)	
3 (略)		3 (略)		
(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)		(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)		
第29条 (略)		第29条 (略)		
		<u>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u>		
		第30条 任命権者は、前条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項		

の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想され

(勤務環境の整備に関する措置) <u>第 3 0 条</u> (略) (委任) <u>第 3 1 条</u> (略)	<u>る職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (勤務環境の整備に関する措置) <u>第 3 1 条</u> (略) (委任) <u>第 3 2 条</u> (略)
--	---

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（給与の減額） 第22条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第22条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

<議案第73号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会	(略)			堺市中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会	(略)		
(追加)				堺市元堺消防署用地活用事業者選定委員会	元堺消防署用地活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
堺市建設局指定管理者候補者選定委員会	(略)			堺市建設局指定管理者候補者選定委員会	(略)		
(略)				(略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			

令和7年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その9）

令和7年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-25-0066

